

選挙人名簿の申請をお忘れなく！

農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請により、毎年 1 月 1 日現在の状況を農業委員会で審査・判断を行ったものを基にして、選挙管理委員会が作成します。

農業委員選挙資格の要件は

- ① 新居浜市に住所を有する人。
- ② 年齢 20 歳以上の人。
- ③ 10 アール以上の農地で耕作の業務を営む人。
- ④ ③の耕作を営む人の同居親族または配偶者で年間 60 日以上耕作に従事している人。

- ※ 農地を 10 アール以上所有していても、実際に耕作していないければ選挙人の資格はありません。
- ※ 年間 60 日以上耕作に従事していても、別居の親族は選挙人の資格はありません。（例えば、別居の子供が農業を手伝っている場合は選挙人の資格がありません。）

この要件を満たす方は、1月1日現在の状況を1月10日までに農業委員会に申請が必要です。

また、今まで実績があり、現在名簿に登載されている世帯の人は、12月上旬から各地区の農業委員を通じて申請書を配布しますので、選挙権のある方は、農業委員会に提出してもらうことが必要です。

選挙管理委員会で 2 月 20 日までに調製し、2 月 23 日から 15 日間縦覧に供します。選挙人名簿に誤りや記載漏れがある場合は、この期間内であれば、選挙管理委員会に文書で異議を申し出ることができます。この名簿が、3 月 31 日から翌年 3 月 30 日まで据え置かれ、この間に行われる選挙に使用されます。

一般選挙は農業委員会の選挙による委員を全員選出するための選挙であって、委員の任期が満了となったとき、選挙された委員が全員解任（リコール）されたとき、委員が総辞職されたときに行われます。

農業委員会の紹介

新居浜市農業委員会では、毎月 5 日（祝祭日等で変更する場合もある）に農地部会・農政部会を開催しています。

農地部会では、農地の貸し借り・売買及び転用の許可などについて、適正かつ公正に審査しています。

農政部会では、様々な農政問題について協議・検討しています。

傍聴することも可能です。

